

須賀川市指定給水装置工事事業者の指定取消し等の処分に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、須賀川市指定給水装置工事事業者規程（平成10年告示（水）第1号。以下「規程」という。）第8条及び第9条に規定する須賀川市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に対する指定の取消し等に係る基準並びに事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(違反行為に対する処分)

第2条 規程第8条及び第9条に規定する処分基準は、別表1のとおりとする。

- 2 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、前項の規定により1回目の処分を受けた指定工事事業者へ再度処分を行う場合、規定された該当事由ごとに通算し処分する。
- 3 指定工事事業者は、別表1に規定する2回目の処分が指定取消し以外の場合において、2回目の処分後に再度違反行為を行った場合は、指定を取り消すものとする。
- 4 管理者は、第1項の規定にかかわらず、当該違反行為が指定工事事業者としての信用を著しく損ねた場合又は須賀川市水道事業に大きな損害を与えた場合には、指定を取り消すものとする。
- 5 指定の取消しを受けた指定工事事業者は、処分日より2年間を経過しなければ指定を受けることができないものとする。

(違反行為の報告)

第3条 水道施設課長は、指定工事事業者の違反行為が発見されたとき、又はそれを知ったときは、状況を調査確認すると共に関係者から事情聴取を行い、管理者に報告しなければならない。

(事務手続)

第4条 第2条に規定する処分の事務処理手続は、別表2のとおりとする。

(聴聞の実施)

第5条 管理者は、第2条の処分を行おうとする場合は、規程第18条に規定する須賀川市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催に先立ち、行政手続法（平成5年法律第88号）及び須賀川市行政手続条例（平成8年須賀川市条例第19号）に規定する不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、当該措置に関する聴聞の

手続を行うものとする。

(処分の通知)

第6条 管理者は、委員会による処分を決定したときは、当該指定工事業者に対し、速やかに処分決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(処分の減免)

第7条 管理者は、違反行為が災害等における緊急措置など真にやむを得ない事情によるもの等と認める場合は、第2条に規定する処分基準について軽減し、又は免除することができる。

(処分後の給水装置工事の施行)

第8条 管理者は、指定の取消し又は指定の効力の停止処分を受けた指定工事業者が、その時点において未しゅん工の工事がある場合には、その給水装置工事に限って施工させることができる。ただし、違反等を是正できる見込みがない場合は、この限りではない。

(主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、違反行為が主任技術者の責務によるものであると認めるときは、当該主任技術者に対し警告を行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する警告又は通知を受けることとなった違反行為が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の5第3項の規定による国土交通大臣及び環境大臣の主任技術者免状の返納命令の発動に関し考慮されうるものと判断されるときは、国土交通大臣及び環境大臣に対しその旨の通知を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

須賀川市指定給水装置工事事業者規程の違反行為及び水道法違反行為に対する処分基準

別表 1 (第 2 条関係)

該 当 事 由 (違反行動等)	指定工事業者に対する処分		主任技術者に 関する対応
	1 回目	2 回目	
規程第 5 条各号に適合しなくなったとき (法第 25 条の 3 関係)			
(1)、(2) の要件に適合しないとき	指定取消	—	—
(3) 下記の要件を満たさないとき			
ア 国土交通省令で定めのある給水装置工事の 事業を適正に行うことができないもの	指定取消	—	—
イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得な いもの	指定取消	—	—
ウ 法に違反して刑期が終わった日から二年を 経過していないもの	指定取消	—	—
エ 指定の取消してから二年を経過しないもの	指定取消	—	—
オ 業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れ のあるとき			
①無断通水・メーターの不正使用	①指定停止 6 月	①指定取消	警告又は通知
②道路掘削許可・道路使用許可等を受けずに 工事を施工したとき。	②指定停止 3 月	②指定停止 6 月	警告又は通知
③施工上の安全管理を怠り、従業員及び公衆等 を死傷させたとき。	③指定停止 6 月	③指定取消	警告又は通知
④施工上の安全管理を怠り、物件等に被害を与 えたとき。	④指定停止 3 月	④指定停止 6 月	警告又は通知
⑤研修機会の確保をしなかったとき。	⑤文書注意	⑤文書警告	警告又は通知
⑥文書注意に従わないとき。	⑥文書警告	⑥指定停止 6 月	警告又は通知
⑦文書警告に従わないとき。	⑦指定停止 6 月	⑦指定取消	警告又は通知
⑧その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けないで工事を 実施したとき、又は、工事完了後の検査を 受けなかったとき)	⑧指定停止 3 月	⑧指定停止 6 月	警告又は通知
カ 法人で役員のうち上記要件が含まれるもの	指定停止 6 月	指定取消	—

該 当 事 由 (違反行動等)	指定工事業者に対する処分		主任技術者に 関する対応
	1 回目	2 回目	
(法第 25 条の 9 関係) 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき	指定停止 1 月	指定停止 3 月	警告又は通知
給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	指定停止 3 月	指定停止 6 月	警告又は通知
施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	指定停止 6 月	指定取消	警告又は通知
(法第 25 条の 1 1 第 1 項第 8 号関係) 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消	—	警告又は通知

備考

- この表において「指定停止」及び「指定取消」とは、指定事業者に対する指定の効力の停止及び指定の取消しをいい、「警告」とは、主任技術者に対する警告をいい、「通知」とは、同項の規定による国土交通大臣及び環境大臣に対する通知をいう。
- 違反行為等の事実を知った日前 3 年間に受けた指定の取消し又はこの要綱による措置については、当該違反行為等に対する措置の適用に関し、前歴として取り扱う。

違反行為事務処理フロー

